



女性活躍推進法に基づく **えるぼし企業を認定** しました！！

滋賀労働局 雇用環境・均等室

滋賀労働局は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の取組に積極的な取組を行った企業として、

株式会社ヤマタケ創建（蒲生郡竜王町・建設業）を認定しました（認定段階2）。

【認定基準達成状況】

認定基準	達成状況
採用	正社員に占める女性労働者の割合 【全体】 女性労働者7名／男女労働者31名 →22.6% (A) 産業平均値（令和3年7月1日～令和4年6月30日） →14.2% (B) $A \geq B$ 【専門職】（基幹的な雇用管理区分） 女性労働者3名／男女労働者27名 →11.1% (C) 産業平均値（令和3年7月1日～令和4年6月30日） →9.5% (D) $C \geq D$ ⇒全労働者、専門職ともに基準クリアで達成
労働時間等の働き方の働き方	すべての雇用管理区分において、社員の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満である。 ⇒基準クリアで達成
管理職比率	令和3年12月1日現在、管理職4名中、女性1名 $1/4=25\%$ (E) 産業平均値（令和3年7月1日～令和4年6月30日） →2.4% (F) $E \geq F$ ⇒基準クリアで達成
多様なキャリアコース	おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 ・令和2年1月6日 1名 ・令和3年1月6日 1名 計2名の実績 ⇒基準クリアで達成

【えるぼし認定制度とは】

女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進のための一般事業主行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主が、申請により厚生労働大臣の認定が受けられる制度です。

認定は、5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は右のような認定マーク

（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをPRすることができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる効果が期待できます。



【女性活躍推進法、えるぼし認定についてのお問い合わせ先】

滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190